



鹿児島県が実施するPCR等検査料無料化事業について

問 保健福祉課 健康増進係 ☎476-1111 (131)

鹿児島県は、感染に不安を感じる無症状の鹿児島県民の方を対象として、無料でPCR検査などを実施しています。事業の概要や検査の実施場所などについては、県のホームページをご確認ください。

実施期間	令和5年1月31日(火)まで(延長する場合あり)
対象者	無症状で濃厚接触者でもなく、感染不安を感じる鹿児島県にお住まいの方 ※発熱など風邪の症状がある方は、医療機関を受診してください。
検査に必要なもの	身分証明書(マイナンバーカードや保険証、運転免許証)

● 大崎町における無料検査の実施場所(令和4年12月21日現在) **ドライブスルー方式**

はるびゅうクリニック ☎099-478-2153	受付時間	月・火・木・金/8:30～16:00 水・土/8:30～11:00 日祝休み
	結果判定	当日2～3時間で結果が分かります。
	注意事項	予約制。来院前に電話連絡をお願いします。感染状況によっては時間を要したり、対応に限りがある旨、予めご了承ください。
日本ゲノム歯科医療研究所 大崎出張所 (大崎町役場駐車場) ☎070-1947-6432	受付時間	9:00～15:45 火曜休み
	結果判定	翌日の夕方以降に結果が分かります。
	注意事項	電話、LINE(@745bxafa)で事前予約をお願いします。



みんなで支える介護保険

問 保健福祉課 介護福祉係 ☎476-1111 (141・142)

● 障害者控除について

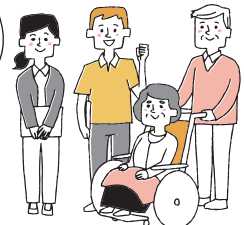
確定申告をされる方で、介護保険の要介護認定(要介護1以上の認定)を受けている方、または扶養家族で介護保険の要介護認定(要介護1以上の認定)を受けている家族のいる方については、『障害者控除』の対象になりますので、保健福祉課介護福祉係の窓口で『障害者控除対象者認定書』の申請をお願いします。なお、申請書類をもとに調査を行いますので、認定書については後日郵送で交付いたします。(窓口では申請書の提出のみとなります)

※障害者控除対象者の認定は、原則として12月31日における現況により判断するものとなるため、交付は1月以降になります。

認定されると

所得税や住民税の控除が受けられます!
(要支援1～2の方は対象外)

要介護認定を受けている方は申請しましょう!



【障害者控除の判断基準】

要介護状態区分	認定区分	控除額	
		所得税	住民税
要介護1～要介護2	障害者に準ずる	27万円	26万円
要介護3～要介護5	特別障害者に準ずる	40万円	30万円